

**令和5年度
第4次小山市環境基本計画
年次報告書（小山の環境）
【資料編】**



**小さな自慢が
山ほどあります**

目次

1 環境基準等	
① 大気	2
② 騒音・振動	3
③ 土壌	6
④ 悪臭	8
⑤ 水質	11
⑥ ダイオキシン類	15
2 調査・測定データ	
① 大気	16
② 騒音・振動	20
③ 水質	
ア 河川水質調査結果	22
イ 思川流入雑排水水質調査結果	31
ウ 地下水	33
エ ゴルフ場排水	35
④ ダイオキシン類	37
⑤ 公害苦情	39
⑥ 廃棄物	41
(参考)河川水質調査測定地点図	43

1 環境基準等

1 環境基準等

① 大気

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。(48. 5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48. 5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53. 7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又は、これと同等以上の性能を有すると認められる方法。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19 告示)	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができるものと認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることもならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5μmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

② 騒音・振動

1) 一般環境

騒音の環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに表5に掲げるとおり定められており、各類型を当てはめる地域は、市町村長が指定することとなっている。

騒音に係る環境基準

地域の類型	該当地域用途地域 (都市計画法(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号)	基準値	
		昼間 (6時から22時まで)	夜間 (22時から翌日6時まで)
AA	特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種・第2種低層住居専用地域 田園居住地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	類型A及びBを当てはめた地域以外の 地域 (工業専用地域を除く)	60デシベル以下	50デシベル以下

備考

- 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

2) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号, 振動規制法施行規則第12条, 別表第2)

道路交通振動に係る要請は, 振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度を定めたものである。

市町村長は, 振動規制法第19条の測定を行った場合において, 指定地域内における自動車振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しくそこなわれると認めるときは, 道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装, 維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し, 又は都道府県公安委員会に対し, 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置を執るべきことを要請することとしている。道路管理者は, 要請があった場合, 道路交通振動の防止のための必要があると認めるときは, 当該道路の部分の舗装, 維持又は修繕の措置を執るものとされている。

道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
振動規制法の区域区分	昼間 (午前7時から午後8時まで)	夜間 (午後8時から翌日の午前7時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

道路交通振動の区域の区分

区域の区分	都市計画地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

3)新幹線鉄道騒音

新幹線騒音に係る環境基準は、表7のとおり定められており、各類型をあてはめる地域は、市町村長が指定することになっている。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

新幹線鉄道騒音に係る地域の推計指定状況

地域の類型	指定地域		指定から除外する区域
	区域の範囲	都市計画地域	
I	軌道中心線から300m以内の区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園居住地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	・線路が堀割で、沿線の住居に及ぼす騒音レベルが環境基準以下になる区域 ・工業専用地域 ・河川の地域 ・用途地域の定めのない地域で、かつ住居が存在しない区間が1,000mに及ぶ山林、原野、農業用地等 ・トンネルの出入口から中央部方面へ150m以上の区域
II	同上	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

<測定及び評価の方法>

- (1) 測定は、新幹線鉄道の乗り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する20本の列車について、当該通過列車ごとの騒音のピークレベルを読み取って行うものとする。
- (2) 測定は、屋外において原則として地上1.2メートルの高さで行うものとし、その測定点としては、当該地域の新幹線鉄道騒音を代表すると認められる地点のほか新幹線鉄道騒音が問題となる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期は、特殊な気象条件にある時期及び列車速度が通常時より低いと認められる時期を避けて選定するものとする。
- (4) 評価は、(1)のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行うものとする。
- (5) 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

<適用範囲>

環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

4)新幹線騒音鉄道振動に係る指針

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づき、振動レベルが70デシベルを超える地域について、防止対策を講ずることとなっている。

③ 土 壤

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年6月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法(規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。)又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年9月環境庁告示第 64 号付表1に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和 49 年9月環境庁告示第 64 号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2(規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年4月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき 0.004mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.1mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.04mg 以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 1mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法

テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1(規格 34 の備考1を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれている試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき 1mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 に定める方法又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき 0.05mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

④ 悪臭

規制基準は、次の3種の排出形態の区分に応じて定められている。

- 1) 特定の煙突等がなく、事業場全体から漏出している場合(敷地境界線の基準)
- 2) 煙突その他の気体排出施設から排出される場合(排出口の基準)
- 3) 事業場から敷地外に排出される汚水に含まれる場合(排出水の基準)

1) 敷地境界線の規制基準[第1号規制基準](悪臭防止法施行規則第6条の1)

においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として参考の表のように、においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す臭気強度表示法が使用されている。この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられ、敷地境界線上の規制基準の範囲は、臭気強度 2.5～3.5 の間で定められている。

小山市では、臭気A(臭気強度 2.5)地域として住居・商業・準工業地域、臭気B(臭気強度 3.0)地域として工業・工業専用地域が規制地域に指定されており、各地域の臭気強度に対応する臭気指数の最大値を規制値としている。

<臭気指数の算出式>

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

敷地境界線の基準

用途地域	臭気指数
第1, 2種低層住居専用地域 第1, 2種中高層住居専用地域 第1, 2種住居地域 商業地域 近隣商業地域 準工業地域	15
工業地域 工業専用地域	18

[参考]

6段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できる程度のおい
2	弱いにおい(何のにおいかわかる程度)
(2.5)	(2と3の間)
3	らくに感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なおい

臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10~15	12~18	14~21

2)煙突等の気体排出口の規制基準〔第2号規制基準〕(同法施行規則第6条の2)

1. 法第四条第二項第二号の環境省令で定める方法は、次の各号の排出口の高さの区分ごとに、当該各号に定める方法とする。ただし、排出ガスの臭気指数として同項第2号の規制基準を定める場合、その値は同項第1号の規制基準として定める値以上でなければならない。

一. 排出口の実高さが十五メートル以上の施設イに定める式により臭気排出強度(排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。)の量を算出する方法

イ. 次に定める式により臭気排出強度の量を算出するものとする。

$$q_t = 60 \times 10^A \div F_{\max}$$

$$A = L / 10 - 0.2255$$

これらの式において、 q_t 、 F_{\max} 及び L はそれぞれ次の値を表すものとする。

q_t : 排出ガスの臭気排出強度(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎分)

F_{\max} : 別表第三に定める式により算出される $F(x)$ (温度零度、圧力一気圧の状態における臭気排出強度一立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 x (単位 メートル)における地上での臭気濃度)の最大値(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した秒毎立方メートル)。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が一を排出ガスの流量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎秒)で除した値を超えるときは、一を排出ガスの流量で除した値とする。

L : 法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

ロ. イに規定する F_{\max} の値は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める条件により算出するものとする。

(1) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物(対象となる事業場の敷地内の建物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十八条第三項で指定する工作物をいう。)で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるもののうち、高さが最大のもの。以下同じ。)の高さ(以下「周辺最大建物の高さ」という。)の二・五倍以上となる場合 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値

(2) 次項に定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの二・五倍未満となる場合 排出口からの風下距離がただし書きにより定める R 以上となる区間における最大値。ただし、 R は排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

二. 排出口の実高さが十五メートル未満の施設

次の式により排出ガスの臭気指数を算出する方法

$$I = 10 \times \log C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

$$B = L / 10$$

これらの式において I 、 K 、 H_b 及び L は、それぞれ次の値を表すものとする。

I : 排出ガスの臭気指数

K : 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。

ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が〇・六メートル未満の場合	〇・六九
排出口の口径が〇・六メートル以上〇・九メートル未満の場合	〇・二〇
排出口の口径が〇・九メートル以上の場合	〇・一〇

H_b:周辺最大建物の高さ(単位 メートル)。ただし、算出される値が十未満である場合又は十以上であって排出口の実高さ(単位 メートル)の値の一・五倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ(単位 メートル)とする。

十未満	六・七メートル以上	十メートル
	六・七メートル未満	排出口の実高さの一・五倍
十以上であって排出口の実高さ(単位 メートル)の値の一・五倍以上		排出口の実高さの一・五倍

L:法第四条第二項第一号の規制基準として定められた値

2. 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の実高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の実高さ(単位 メートル)とする。

$$H_i = H_o + 2(V - 1.5)D$$

これらの式において、H_i、H_o、V及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

H_i:初期排出高さ(単位 メートル)

H_o:排出口の実高さ(単位 メートル)

V:排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

D:排出口の口径(単位 メートル)。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

3)排出水の規制基準〔第3号規制基準〕(同法施行規則第6条の3)

排出水に係る臭気指数の算定の方法は、環境庁告示「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」に定める三点比較式フラスコ法とする。

法第四条第一項第三号の環境省令で定める方法は、悪臭物質の種類ごとに次の式により排出水中の濃度を算出する方法とする。

$$I_w = L + 16$$

この式において、I_w及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

I_w:排出水の臭気指数

L:事業場の敷地境界線における規制基準(第1号規制基準)として定められた値

⑤ 水質

1) 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2(規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	規格 65.2(規格 65.2.7)に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれている試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、リン酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	付表 8 に掲げる方法
備考		<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

2)生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)－河 川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20CFU/ 100mL 以下	第1の2の (2) により水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300CFU/ 100mL 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/ℓ 以上	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定 める方法又はガ ラス電極を用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	規格 21 に定め る方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定め る方法又は隔膜 電極若しくは光 学式センサを用 いる水質自動監 視測定装置によ りこれと同程度 の計測結果の得 られる方法	環境基準告示付表 10 に掲げる方法	
<p><備 考></p> <p>1.基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全デー タをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数 でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。))。</p> <p>2.農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準 ずる。))。</p> <p>3.水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100ml 以下とする。</p> <p>4.水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに 準ずる。))。</p> <p>5.大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養 し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水 道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級:特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

3)地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 K0102 の 38.1.2(規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法。
鉛	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K1070-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法。
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 34.1(規格 K0102 の 34 の備考1を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれている試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/ℓ以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備 考		
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

4) ゴルフ場農薬

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の適正使用が徹底されるよう、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針(平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土発第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知)」及び「栃木県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」の指導指針が設けられている。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針値について
 ゴルフ場からの排水中の農薬濃度は、排水口において以下の水濁指針値及び水産指針値を超えないこととする。

①水濁指針値

別表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の 10 倍値を水濁指針値とする。

②水産指針値

水産基準値が設定されている農薬について、その値の 10 倍値を水産指針値とする。

農 薬 名	水濁指針値 (mg/ℓ)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン(DEP)	0.05
フェントロチオン(MEP)	0.03
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミダクワアール [®] シル酸塩及びイミダクワン酢酸塩(イミダクワンとして)	0.06
キャプタン	3
クロロタロニル(TPN)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム(チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
(除草剤)	
シクロスルフアムロン	0.8
シマジン(CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPA イア [®] 0ピ [®] ルアミン塩及び MCPA 卍 [®] ルアミン塩(MCPA として)	0.051

注1:表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg}/\text{kg 体重}/\text{日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の 10\% 配分}) / 2(\text{L}/\text{人}/\text{日}) \} \times 10$$

注2:表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値 10 倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページに掲載しており、改定される場合もあるので、随時確認すること。

⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準について

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
水質(水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下	日本産業規格 K0312 に定める方法。
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。
<p>備考</p> <p>1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は年間平均値とする。</p> <p>3 土壌にあっては、環境基準値が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>		

- ・大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 - ・水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 - ・水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 - ・土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所にあつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 平成14年7月22日環境省告示第46号により平成14年9月1日から適用する。

2 調査・測定データ

① 大 気

測定項目:二酸化いおう(SO₂)

測定局:大谷中学校(R1まで小山市役所)

令別表第3の区分:23-3

用途地域:商業地域

測定年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準
有効測定日数	日	362	357	326	364	362	366	1時間値の1日平均値が0.04ppm(40ppb)以下、かつ1時間値が0.1ppm(100ppb)以下
測定時間	時間	8664	8518	7772	8676	8662	8701	
年平均値	ppb	1	1	1	1	1	1	
1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	
	ppb	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1時間値の最高値	ppb	6	6	9	4	4	7	
日平均の最高値	ppb	3	2	4	2	2	2	
日平均値の2%除外値	ppb	3	2	3	1	2	2	
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有× 無○	○	○	○	○	○	○	
環境基準の長期評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	

測定項目:二酸化窒素(NO₂)

測定局:大谷中学校(R1まで小山市役所)

用途地域:商業地域

測定年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準
有効測定日数	日	362	358	359	364	361	366	1時間値の1日平均値が0.04ppm(40ppb)から0.06ppm(60ppb)までのゾーン内又はそれ以下であること
測定時間	時間	8,645	8,611	8,595	8676	8638	8701	
年平均値	ppb	9	8	9	10	9	9	
1時間値の最高値	ppb	52	36	51	45	45	55	
日平均値の最高値	ppb	25	22	32	27	25	24	
1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値の年間98%値	ppb	21	17	22	21	21	20	
98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	

測定項目:微小粒子状物質(PM2.5)

測定局:大谷中学校(R1まで小山市役所)

用途地域:商業地域

測定年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準
有効測定日数	日	363	365	330	365	362	364	1年平均値 15 μ g/m ³ 以下、かつ 1日平均値 35 μ g/m ³ 以下
測定時間	時間	8728	7925	7925	8737	8696	8732	
年平均値	μ g/m ³	13.1	12.0	12.5	9.5	10.0	9.8	
日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその割合	日	1	0	2	0	1	0	
	%	0.3	0.0	0.6	0.0	0.3	0.0	
日平均値の年間98%値	μ g/m ³	28.2	26.0	29.6	20.6	21.3	20.8	
98%評価による日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日	日	0	0	0	0	0	0	

測定項目:浮遊粒子状物質(SPM)

測定局:大谷中学校(R1まで小山市役所)

用途地域:商業地域

測定年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準
有効測定日数	日	364	356	359	322	360	364	1時間値が 0.20mg/m ³ (200 μ g/m ³)以下 かつ 1時間値の 1日平均値が 0.10mg/m ³ (100 μ g/m ³)以下
測定時間	時間	8729	8566	8641	7745	8687	8735	
年平均値	μ g/m ³	14	13	15	13	14	14	
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合	時間	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた時間数とその割合	日	0	0	0	0	0	0	
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
1時間値の最高値	μ g/m ³	113	136	93	78	61	90	
日平均値の最高値	μ g/m ³	41	37	67	41	35	37	
日平均値の2%除外値	μ g/m ³	33	30	34	26	31	32	
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有× 無○	○	○	○	○	○	○	
環境基準の長期評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	

測定項目:光化学オキシダント(O_x)
 測定局:大谷中学校(R1まで小山市役所)
 用途地域:商業地域

測定年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準
有効測定日数	日	365	366	352	365	365	366	1時間値が 0.06ppm (60ppb)以下
昼間測定時間	時間	5430	5448	5204	5442	5434	5462	
昼間の1時間値の 年平均値	ppb	33	32	31	35	32	34	
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数	日	86	80	62	59	80	97	
	時間	492	436	267	281	353	437	
昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数と時間数	日	1	1	1	0	1	1	
	時間	1	1	1	0	3	1	
昼間の1時間値の最高値	ppb	126	124	130	127	143	122	
昼間の日最高1時間値の 年平均値	ppb	50	47	46	49	49	52	
1時間値の最高値	ppb	126	124	130	127	143	121	
日平均値の最高値	ppb	68	64	53	56	53	57	
日最高8時間値の年間 99パーセンタイル値	ppb	89	83	86	72	83	84	
日最高8時間値の年間 99パーセンタイル値の 3年移動平均値	ppb	89	88	86	80	80	80	

地域別、光化学スモッグ注意報日数の経年変化

(単位:日)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県南西部	1	5	3	0	1	2
県南部	2	2	2	1	1	1
県南東部	0	2	0	0	0	1
県中央部	2	1	3	0	1	2
県東部	1	0	0	0	0	0
県北西部	0	1	0	0	0	0
県北東部	0	0	0	0	0	0
発令日数計	4	5	4	1	3	3

2 調査・測定データ

② 騒音・振動

環境騒音・振動実態調査結果

[単位:dB(デシベル)]

項目	地域の類型又は区分		H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値		
騒音	道路に面する地域	幹線以下 の道路	測定地点	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川		
			昼間	66	67	66	68	68	68	70	
			夜間	63	63	63	63	63	65	65	
		交車通 道幹 路線	測定地点	駅東通り 2丁目							
			昼間	67	66	67	66	66	65	70	
			夜間	63	61	63	61	61	61	65	
		道路に面しない地域	A	測定地点	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	下国府塚	
				昼間	72	72	72	72	72	72	70
				夜間	69	69	69	70	70	70	65
	B		測定地点	西城南 1丁目							
			昼間	44	46	44	49	49	48	55	
			夜間	38	37	38	44	44	43	45	
	C	測定地点	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目	暁1丁目		
		昼間	52	53	52	52	52	52	55		
		夜間	42	45	42	42	42	40	45		
C	測定地点	生井	生井	生井	生井	生井	生井	生井			
	昼間	62	58	62	47	47	50	60			
	夜間	49	46	49	38	38	43	50			
振動	道路に面する 地域	第一種	測定地点	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川	羽川		
			昼間	43	43	43	32	32	44	65	
			夜間	49	37	49	29	29	41	60	

※網掛け部分は環境基準超過

東北新幹線の環境基準達成状況(25メートル)

【上段・測定値(単位:dB(デシベル))、下段・達成状況】

項目	測定地点	東京駅からの距離(km)	地域の類型	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
騒音	南飯田	74.3	I	72	71	72	72	75	72	70
				×	×	×	×	×	×	
	羽川	86.3	I	71	74	74	74	74	74	70
				×	×	×	×	×	×	
	南飯田	74.3	I	62	59	60	60	60	58	指針値 70
				○	○	○	○	○	○	
	羽川	86.3	I	60	62	61	61	60	61	70
				○	○	○	○	○	○	

2 調査・測定データ

③ 水 質

ア 河川水質調査結果

河川水質(健康項目)調査結果(平成30年度～令和2年度)

調査場所	単位	H30		R1		R2		環境基準値
		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		
採水日		H30.7.24	H31.1.23	R1.7.16	R2.1.17	R2.7.22	R3.1.22	
採水時刻		11:51	11:57	11:28	11:43	11:30	12:05	
天気		晴	晴	曇	曇	曇	晴	
気温	℃	34	15.2	24.3	8	26.5	12.2	
水温	℃	30.5	7.7	20.8	10	22.7	8.2	
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/l	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
ひ素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと
PCB	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
トリス(1,2-ジクロロエチル)メタン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエタン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.01 以下
テトラクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	mg/l	1.3	2.6	1.6	2.7	1.7	2.5	10 以下
ふっ素	mg/l	0.09	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

(1)「検出されないこと」とは、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

河川水質(健康項目)調査結果(令和3年度～令和5年度)

	単位	R3		R4		R5		環境基準値
調査場所	—	乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		乙女大橋(思川)		
採水日	—	R4.8.24	R4.2.22	R4.7.19	R5.2.21	R5.7.18	R6.2.15	
採水時刻	—	11:56	11:15	11:50	11:33	11:55	12:00	
天 気	—	曇	晴	曇	晴	晴	晴	
気 温	℃	29.8	6.0	30.2	4.4	34.6	16.0	
水 温	℃	23.1	8.0	24.3	9.8	28.0	13.2	
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/l	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと ⁽¹⁾
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
ひ素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
PCB	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエタン	mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.01 以下
テトラクロロエタン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	mg/l	1.5	2.8	1.5	2.8	1.2	2.7	10 以下
ふっ素	mg/l	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

(1)「検出されないこと」とは、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

令和5年度 河川水質調査結果(生活環境項目等)

【単位:mg/ℓ(ただし、大腸菌数の単位はCFU/100mℓ)】

水系名	類型・河川名	No.・地点名	項目	7月18日	11月16日	2月15日	最大値	最小値	平均値
渡良瀬川	A-イ	No.1 姿川橋	p H	7.6	7.9	7.6	7.9	7.6	7.7
			B O D	1.1	1.5	1.9	1.9	1.1	1.5
			S S	3.4	2.7	8.1	8.1	2.7	4.7
			D O	7.9	11.0	11.0	11.0	7.9	10.0
			大腸菌数	82	27	20	82	20	43
			全シアン						
			六価クロム						
			全窒素	19	2.7	2.7	2.7	1.90	2.4
			全りん	0.078	0.060	0.068	0.780	0.060	0.069
			A-イ	No.2 小宅橋	p H	7.5	7.5	7.5	7.5
	B O D	<0.5	1.2		1.2	1.2	<0.5	0.8	
	S S	2.3	<1		1.4	2.3	<1	1.2	
	D O	8.1	11.0		10.0	11.0	8.1	10.0	
	大腸菌数	80	32		7	80	7	40	
	全シアン								
	六価クロム								
	全窒素	1.30	2.20		2.80	2.80	1.30	2.10	
	全りん	0.028	0.036		0.022	0.036	0.022	0.029	
	A-イ	No.3 観晃橋	p H		7.5	7.4	7.5	7.5	7.4
			B O D	1.1	1.1	1.3	1.3	1.1	1.2
			S S	5	1.2	3.2	5	1.2	3.1
			D O	8.3	10.0	10.0	10.0	8.3	9.4
			大腸菌数	84	100	58	100	58	81
			全シアン						
六価クロム									
全窒素			1.60	2.30	2.20	2.30	1.60	2.00	
全りん			0.037	0.031	0.039	0.039	0.031	0.036	
A-イ			No.4 乙女大橋	p H	7.7	7.6	7.4	7.7	7.4
	B O D	0.7		<0.5	2.0	2.0	<0.5	0.9	
	S S	5.1		2.4	5.8	5.8	2.4	4.4	
	D O	8.3		10.0	10.0	10.0	8.3	9.4	
	大腸菌数	65		30	41	65	30	45	
	全シアン								
	六価クロム								
	全窒素	1.70		2.70	3.10	3.10	1.70	2.50	
	全りん	0.040		0.054	0.13	0.13	0.040	0.075	
	B-イ	No.5 感際橋		p H	7.4	7.0	7.1	7.4	7.0
B O D			2.0	1.3	8.9	8.9	1.3	4.1	
S S			4.0	4.7	23	23	4	10.6	
D O			9.2	7.8	7.0	9.2	7.0	8.0	
大腸菌数			73	23	51	73	23	49	
全シアン									
六価クロム									
全窒素			3.60	5.10	6.70	6.70	5.10	3.60	
全りん			0.13	0.100	0.240	0.240	0.100	0.160	
B-イ			No.6 昇明橋	p H	7.8	7.6	7.3	7.8	7.3
	B O D	1.0		1.1	5.7	5.7	1.0	2.6	
	S S	11		4.5	11	11	4.5	8.8	
	D O	9.4		11.0	10.0	11.0	9.4	10.1	
	大腸菌数	79		47	52	79	47	59	
	全シアン								
	六価クロム								
	全窒素	1.90		3.80	4.40	4.40	1.90	3.40	
	全りん	0.073		0.100	0.20	0.20	0.073	0.124	
	A-イ	No.10 新川橋		p H	7.6	7.3	7.2	7.6	7.2
B O D			0.9	1.6	10	10	0.9	4.2	
S S			4.5	2.6	6.1	6.1	2.6	4.4	
D O			9.5	10.0	9.1	10.0	9.1	9.5	
大腸菌数			200	400	2200	2200	200	933	
全シアン									
六価クロム									
全窒素			1.60	2.00	1.90	2.00	1.60	1.80	
全りん			0.063	0.085	0.180	0.109	0.063	0.18	
B-イ			No.7 天神橋	p H	7.8	7.5	7.4	7.8	7.4
	B O D	0.9		1.0	2.0	2.0	0.9	1.3	
	S S	2.3		7	13	13	2.3	7.4	
	D O	8.7		10.0	9.6	10.0	8.7	9.4	
	大腸菌数	100		8	21	100	8	43	
	全シアン								
	六価クロム								
	全窒素	2.60		5.10	6.00	6.00	2.60	4.60	
	全りん	0.100		0.40	0.560	0.56	0.1	0.35	

令和5年度 河川水質調査結果(生活環境項目等)

【単位:mg/ℓ(ただし、大腸菌数の単位はCFU/100mℓ)】

水系名	類型・河川名	No・地点名	項目	7月18日	11月16日	2月15日	最大値	最小値	平均値	
鬼怒川	B-イ	No.8	p H	8.4	7.7	7.8	8.4	7.7	8.0	
			B O D	1.7	1.9	0.9	1.9	0.9	1.5	
			S S	6.2	7.9	8.4	8.4	6.2	7.5	
			D O	10	10	11	11	10	10.3	
			大腸菌数	81	58	19	81	19	53	
			全シアン							
			六価クロム							
			全窒素 全りん	2.6 0.14	5.8 0.38	5.4 0.48	5.8 0.48	2.6 0.14	4.6 0.33	
利根川	B-イ	No.9	p H	7.4	8.2	8.1	8.2	7.4	7.9	
			B O D	1.4	1.6	1.3	1.6	1.3	1.4	
			S S	3.8	1.4	7.3	7.3	1.4	4.2	
			D O	7.9	12	12	12	7.9	10.6	
			大腸菌数	63	380	430	430	63	291	
			全シアン							
			六価クロム							
			全窒素 全りん	1.4 0.071	3.1 0.13	2.8 0.19	3.1 0.19	1.4 0.071	2.4 0.31	
			No.14	p H	7.3	7.5	8.4	8.4	7.3	7.7
				B O D	1.3	0.8	4.0	4.0	0.8	2.0
				S S	9.9	3.5	3.3	9.9	3.3	5.6
				D O	7.2	9.9	12.0	12.0	9.7	7.2
				大腸菌数	950	640	290	950	290	627
				全シアン						
				六価クロム						
				全窒素 全りん	1.40 0.10	4.00 0.29	3.40 0.53	4.00 0.53	1.40 0.10	2.90 0.31
利根川	類型無	No.11	p H	7.2	7.4	7.4	7.4	7.2	7.3	
			B O D	1.0	0.6	6.6	6.6	0.6	2.7	
			S S	13	2.6	11	13	2.6	8.9	
			D O	8.1	9.6	8.8	9.6	8.1	8.8	
			大腸菌数	340	2,000	7,700	7,700	340	3,347	
			全シアン							
			六価クロム							
			全窒素 全りん	1.20 0.062	1.60 0.090	1.60 0.110	1.60 0.110	1.20 0.062	1.50 0.087	
		No.12	p H	7.7	7.2	7.4	7.7	7.2	7.4	
			B O D	3.9	6.4	5.3	6.4	3.9	5.2	
			S S	31	3.5	12	31	3.5	15.5	
			D O	9.4	6.4	7.7	9.4	6.4	7.8	
			大腸菌数	1,000	610	3,800	3,800	610	1,803	
			全シアン							
			六価クロム							
			全窒素 全りん	5.60 0.360	5.90 0.54	6.70 0.47	6.7 0.54	5.60 0.360	6.10 0.46	
		No.13	p H	7.5	8.4	7.8	8.4	7.5	7.9	
			B O D	3.1	2.2	2.7	3.1	2.2	2.7	
			S S	10	<1.0	5	10	<1.0	5	
			D O	8.8	13.0	12.0	13.0	8.8	11.3	
			大腸菌数	25	35	90	90	25	50	
			全シアン							
			六価クロム							
			全窒素 全りん	2.8 0.130	4.50 0.160	4.20 0.290	4.50 0.290	2.80 0.130	3.8 0.19	
		No.15	p H	7.1	8.0	7.6	8.0	7.1	7.6	
			B O D	1.4	5.3	7.8	7.8	1.4	4.8	
			S S	9.5	4.8	4.7	9.5	4.7	6.3	
			D O	8.4	14.0	9.4	14.0	8.4	10.6	
大腸菌数			150	470	830	830	150	483		
全シアン										
六価クロム										
全窒素 全りん			2.5 0.160	7.10 0.740	6.00 0.390	7.10 0.740	2.50 0.160	5.20 0.43		
	No.16	p H	7.2	7.4	7.5	7.5	7.2	7.4		
		B O D	1.6	2.1	6.7	6.7	1.6	3.5		
		S S	5.8	2.9	7.7	7.7	2.9	5.5		
		D O	8.8	9.4	9.5	9.5	8.8	9.2		
		大腸菌数	210	220	750	750	210	393		
		全シアン								
		六価クロム								
		全窒素 全りん	3.00 0.17	5.30 0.330	7.40 0.460	7.40 0.460	3.00 0.170	5.20 0.320		

河川水質調査結果(BOD 75%値)

(単位:mg/ℓ)

水系	類型・河川名	No・地点名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
渡良瀬川	A-イ 姿川	①姿川橋	2.0	1.6	1.6	1.4	2.7	1.9	2.0 以下
		A-イ 思川	②小宅橋	1.8	1.1	0.9	0.9	2.5	
	③観晃橋		1.7	1.6	1.4	1.1	2.1	1.3	
	④乙女大橋		8.3	1.3	1.4	2.4	2.2	2.0	
	B-イ 巴波川	⑤感際橋	9.2	10	8.4	3.7	10	8.9	3.0 以下
		⑥昇明橋	3.8	3.2	3.4	1.8	4	5.7	
A-イ 豊穂川	⑩新川橋		2.1	2.9	1.7	1.2	2.5	10	2.0 以下
鬼怒川	B-イ 田川	⑦天神橋	2.5	2.6	2.6	1.4	2.7	2	3.0 以下
		⑧梁橋	2.2	2.6	2	1.8	2.8	1.9	
利根川	B-イ 西仁連 川	⑨舞鶴橋	3.8	3	2.6	1.7	2.5	1.6	
		⑭一丁田橋	3.5	4.2	3.8	2.9	3.6	4	
利根川	類型無 宮戸川	⑪鶴ヶ谷橋	3.5	3.1	6.6	2.6	3.5	6.6	
	類型無	⑫宝来橋	6.3	9.1	12	2.9	22	6.4	
		⑬かねなり橋	2.2	2.4	1.7	1.9	4.8	3.1	
	大川	⑮雇用促進住 宅東側・橋	2.7	2.7	2.3	3.1	5.2	7.8	
		⑯りんどう橋	3.1	3.2	2.4	2.1	12	6.7	
年間測定回数			n=6	n=6	n=6	n=4	n=3	n=3	
環境基準達成地点数			6/11	8/11	8/11	9/11	4/11	4/11	
環境基準達成率			54.5%	72.7%	83.3%	91.7%	90.9%	90.9%	

※網掛け部分は環境基準超過

河川水質調査結果(生活環境項目平均値)

【単位:mg/l(ただし、R3年度以前は大腸菌群数:MPN/100ml、
R4年度以降は大腸菌数:CFU/100ml)】

水系名	類型・河川名	No.地点	項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
渡良瀬川	A-イ 姿川	No.1 姿川橋	p H	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6	7.7	6.5以上8.5以下
			B O D	1.6	1.4	1.4	1.4	2.2	1.5	2.0mg/l以下
			S S	7	8	8	5.1	5.4	4.7	25mg/l以下
			D O	9.0	9.6	9.1	10	9.8	10.0	7.5mg/l以上
			大腸菌群数・大腸菌数	121,833	78,717	84,167	74,750	94	43	5,000MPN/100ml以下 300CFU/100ml以下
	A-イ 思川	No.2 小宅橋	p H	7.5	7.6	7.5	7.4	7.5	7.5	6.5以上8.5以下
			B O D	1.1	1.0	0.9	0.8	1.9	0.8	2.0mg/l以下
			S S	3	2	3	1.9	1.6	1.2	25mg/l以下
			D O	9.8	9.8	9.4	10	10	10.0	7.5mg/l以上
			大腸菌群数・大腸菌数	179,298	41,167	30,783	53,363	55	40	5,000MPN/100ml以下 300CFU/100ml以下
		No.3 観音橋	p H	7.5	7.6	7.5	7.5	7.6	7.5	6.5以上8.5以下
			B O D	1.2	1.2	1.2	0.7	1.5	1.2	2.0mg/l以下
			S S	5	5	6	4.2	4.5	3.1	25mg/l以下
			D O	9.2	9.4	9.1	9.7	9.2	9.4	7.5mg/l以上
			大腸菌群数・大腸菌数	69,633	39,567	45,167	32,325	106	81	5,000MPN/100ml以下 300CFU/100ml以下
		No.4 乙女大橋	p H	7.6	7.7	7.6	7.5	7.6	7.6	6.5以上8.5以下
			B O D	8.2	6.3	1.1	4.8	1.5	4.4	2.0mg/l以下
	S S		1	1	8	0.98	5.3	0.9	25mg/l以下	
	D O		9.1	9.5	9.3	9.7	9.8	9.4	7.5mg/l以上	
	大腸菌群数・大腸菌数		64,750	18,433	47,233	20,075	74	45	5,000MPN/100ml以下 300CFU/100ml以下	
B-イ 巴波川	No.5 感際橋	p H	7.1	7.2	7.1	7.1	7.2	7.2	6.5以上8.5以下	
		B O D	6.4	6.1	6.6	4.1	6.0	4.1	3.0mg/l以下	
		S S	9	9	19	7.9	14.8	10.6	25mg/l以下	
		D O	6.6	8.6	7.8	7.5	8.0	8.0	5.0mg/l以上	
		大腸菌群数・大腸菌数	96,750	81,333	48,167	66,250	137	49	5,000MPN/100ml以下 1,000CFU/100ml以下	
	No.6 昇明橋	p H	7.4	7.5	7.4	7.6	7.6	7.6	6.5以上8.5以下	
		B O D	2.7	2.1	2.1	1.8	2.4	2.6	3.0mg/l以下	
		S S	11	13	17	12	13	8.8	25mg/l以下	
		D O	9.0	9.2	9.2	10	9.8	10.1	5.0mg/l以上	
		大腸菌群数・大腸菌数	68,000	32,500	107,667	35,500	100	59	5,000MPN/100ml以下 1,000CFU/100ml以下	
— 豊穂川	No.10 新川橋	p H	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4		
		B O D	1.7	1.8	1.4	1.4	1.8	4.2		
		S S	5	4	7	9.8	4.8	4.4		
		D O	9.6	9.7	9.3	10	9.9	9.5		
		大腸菌群数・大腸菌数	248,500	395,833	40,717	217,725	280	933		
鬼怒川	B-イ 田川	No.7 天神橋	p H	8.2	7.9	7.9	7.6	7.6	7.6	6.5以上8.5以下
			B O D	2.3	2.0	2.1	1.6	2.2	1.3	3.0mg/l以下
			S S	-	2	2	8.1	6.3	7.4	25mg/l以下
			D O	11.6	9.9	9.4	9.6	9.1	9.4	5.0mg/l以上
			大腸菌群数・大腸菌数	26,283	14,420	14,420	14,520	206	43	5,000MPN/100ml以下 1,000CFU/100ml以下
	No.8 梁橋	p H	8.2	8.0	7.8	7.7	7.8	8.0	6.5以上8.5以下	
		B O D	2.0	1.9	1.8	1.6	2.7	1.5	3.0mg/l以下	
		S S	5	6	7	7.3	9.7	7.5	25mg/l以下	
		D O	10.6	10.3	9.7	9.8	9.9	10.3	5.0mg/l以上	
		大腸菌群数・大腸菌数	134,617	49,650	13,367	11,920	82	53	5,000MPN/100ml以下 1,000CFU/100ml以下	

※網掛け部分は環境基準超過

河川水質調査結果(生活環境項目等平均値)

【単位:mg/l(ただし、R3 年度以前は大腸群数:MPN/100ml、
R4 年度以降は大腸菌数:CFU/100ml)】

水系名	河川名	No.地点	項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
利根川	西仁連川	B-イ No.9 舞鶴橋	p H	7.6	7.7	7.7	7.8	7.9	7.9	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	3.0	2.2	2.4	1.6	2.1	1.4	3.0mg/l 以下
			S S	6	9	7	5.4	4.3	4.2	25mg/l 以下
			D O	9.5	9.9	9.7	10	10.2	10.6	5.0mg/l 以上
		大腸菌群数 ・大腸菌数	269,667	89,667	61,333	124,375	290	291	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下	
		No.14 一丁田橋	p H	7.5	7.4	7.6	7.5	7.7	7.7	6.5 以上 8.5 以下
			B O D	3.1	2.5	2.8	2.6	2.5	2.0	3.0mg/l 以下
			S S	6	7	9	7.0	9.3	5.6	25mg/l 以下
	D O		8.6	8.7	9.3	10.0	10.2	9.7	5.0mg/l 以上	
	大腸菌群数 ・大腸菌数	99,800	153,333	65,833	61,575	860	627	5,000MPN/100ml 以下 1,000CFU/100ml 以下		
	宮戸川	No.11 鶴ヶ谷橋	p H	7.1	7.2	7.3	7.2	7.4	7.3	
			B O D	3.5	2.7	4.1	4.1	2.6	2.7	
			S S	8	5	8	10.2	5.7	8.9	
			D O	7.9	8.8	8.4	9.5	8.0	8.8	
	大腸菌群数 ・大腸菌数	416,667	223,667	111,833	272,250	527	3,347			
	大川	No.12 宝来橋	p H	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4	
			B O D	7.1	7.0	7.0	3.7	12.6	5.2	
			S S	13	7	6	3.7	9.1	15.5	
			D O	5.9	6.1	5.6	5.8	5.3	7.8	
		大腸菌群数 ・大腸菌数	380,000	495,167	577,000	543,000	2,123	1,803		
		No.13 かねなり橋	p H	7.5	7.5	7.6	7.7	7.8	7.9	
			B O D	1.9	1.6	1.5	1.8	2.6	2.7	
			S S	6	3	5	5.0	5.3	5.0	
			D O	9.0	9.3	9.1	11	11	11.3	
大腸菌群数 ・大腸菌数		249,217	48,667	69,750	14,075	40	50			
No.15 雇用促進住宅 東側橋		p H	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6	7.6		
		B O D	2.4	2.1	2.0	2.7	3.5	4.8		
		S S	3	3	3	5.0	9.7	6.3		
		D O	8.9	9.0	7.8	10	9.5	10.6		
大腸菌群数 ・大腸菌数		203,917	68,667	67,167	126,500	467	483			
No.16 りんどう橋		p H	7.3	7.3	7.4	7.4	7.4	7.4		
	B O D	2.9	2.5	2.1	2.2	8.4	3.5			
	S S	4	4	4	4.0	8.2	5.5			
	D O	8.0	8.3	8.1	8.9	7.8	9.2			
大腸菌群数 ・大腸菌数	615,500	90,500	85,833	86,500	660	393				

※網掛け部分は環境基準超過

河川水質調査結果(生活環境項目等適合率)

(単位:%)

水系名	類型・河川名	No. 地点	項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
渡良瀬川	A-イ 姿川	No.1 姿川橋	p H	100	100	100	100	100	100	
			B O D	100	100	100	100	33	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	17	17	17	0	100	100	
	A-イ 思川	No.2 小宅橋	p H	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	100	33	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	33	0	0	25	100	100	
		No.3 観見橋	p H	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	100	67	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	17	17	17	0	100	100	
		No.4 乙女大橋	p H	100	100	100	100	100	100	100
			B O D	100	100	100	50	67	100	
	S S		100	100	100	100	100	100		
	D O		100	100	100	100	67	100		
	大腸菌群数		33	17	17	0	100	100		
B-イ 巴波川	No.5 感際橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	
		B O D	33	0	0	0	0	67		
		S S	100	100	83	100	100	100		
		D O	100	100	100	100	100	100		
		大腸菌群数	33	0	0	0	100	100		
	No.6 昇明橋	p H	100	100	100	100	100	100	100	
		B O D	67	67	67	100	67	67		
		S S	100	67	67	100	100	100		
		D O	100	100	100	100	100	100		
		大腸菌群数	17	0	0	0	100	100		
鬼怒川	B-イ 田川	No.7 天神橋	p H	67	83	100	100	100	100	
			B O D	100	83	83	100	100	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	17	33	50	50	100	100	
	No.8 梁橋	p H	83	83	100	100	100	100		
		B O D	100	100	100	100	100	100		
		S S	100	100	100	100	100	100		
		D O	100	100	100	100	100	100		
		大腸菌群数	33	17	17	25	100	100		
利根川	B-イ 西仁連川	No.9 舞鶴橋	p H	100	83	100	100	100	100	
			B O D	67	83	83	100	100	100	
			S S	100	100	100	100	100	100	
			D O	100	100	100	100	100	100	
			大腸菌群数	17	0	0	25	100	100	
	No.14 一丁田橋	p H	100	100	100	100	100	100		
		B O D	67	67	67	75	67	67		
		S S	100	100	100	100	100	100		
		D O	100	100	100	100	100	100		
大腸菌群数	17	0	0	0	100	100				

※R3 から類型が変更

R4 から大腸菌群数は大腸菌数に変更

2 調査・測定データ

③ 水 質

イ 思川流入雑排水水質調査結果

令和5年度 思川流入雑排水水質調査結果

採水場所	項目	単位				平均	最大	最小
横倉第一雨水幹線排水路(塩沢)	採水日時		7/18 9:40	11/16 9:23	2/15 9:35			
	水温	℃	25.6	20.6	17.4	21.2	25.6	17.4
	p H		7.2	7.1	7.2	7.2	7.2	7.1
	BOD	mg/ℓ	5.8	7.7	10.9	8.1	10.9	5.8
	SS	mg/ℓ	4.8	6.8	6.8	6.1	6.8	4.8
	DO	mg/ℓ	7.3	8.6	8.3	8.1	8.6	7.3
	大腸菌群数	個/cm ³	450	77	9	179	450	9
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.4	5.7	4.2	4.4	5.7	3.4	
都市下水総合排水路 扶桑水処理センター	採水時刻		10:10	9:52	10:10			
	水温	℃	23.6	20.5	16.9	20.3	23.6	16.9
	p H		7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	BOD	mg/ℓ	2.0	3.4	7.3	4.2	7.3	2.0
	SS	mg/ℓ	1.8	1.6	6.0	3.1	6.0	1.6
	DO	mg/ℓ	7.3	8.1	8.4	7.9	8.4	7.3
	大腸菌群数	個/cm ³	0	150	0	50	150	0
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.8	4.2	6.5	4.8	6.5	3.8	

思川流入雑排水水質調査結果(年間推移)

採水場所	採水日	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
			平均値	平均値	平均値	平均値	平均値	平均値
横倉第一雨水幹線排水路(塩沢)	水温	℃	20.8	21.0	20.8	20.3	18.7	21.2
	p H		7.2	7.1	7.2	7.2	7.3	7.2
	BOD	mg/ℓ	4.2	5.0	9.5	7.3	5.1	8.1
	SS	mg/ℓ	10	6	16	9.5	3.5	6.1
	DO	mg/ℓ	7.8	8.3	8.0	8.1	8.0	8.1
	大腸菌群数	個/cm ³ (1)	30	26	75	75	29	179
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ℓ	4.2	4.3	4.5	5.5	4.7	4.4
扶桑水処理センター都市下水総合排水路	水温	℃	16.7	20.2	18.5	19.8	19.7	20.3
	p H		6.2	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	BOD	mg/ℓ	3.0	3.2	5.0	7.6	7.9	4.2
	SS	mg/ℓ	4	3	4	6.4	2.8	3.1
	DO	mg/ℓ	6.3	8.1	7.9	7.7	7.7	7.9
	大腸菌群数	個/cm ³ (1)	14	20	42	7,138	52	50
	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/ℓ	3.2	3.7	3.8	3.0	2.9	4.8

(1)大腸菌群数の単位は、平成 24 年度まで「MPN/100ml」、平成 25 年度から「個/cm³」

2 調査・測定データ

③ 水 質

ウ 地下水

令和5年度 地下水水質概況調査結果

(採水日:R5.8.29)

項目	単位	調査場所					基準値
		城北地内	飯塚地内	大川島地内	梁地内	間々田地内	
カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/l	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	ND(<0.1)	検出されないこと ⁽¹⁾
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
ひ素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
PCB	mg/l	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	ND (<0.0005)	検出されないこと ⁽¹⁾
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/l	1	5	1	2	7	10 以下
ふっ素	mg/l	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.8 以下
ほう素	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

(1)「検出されないこと」とは、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 調査・測定データ

③ 水 質

エ ゴルフ場排水

令和5年度 ゴルフ場農薬調査結果

調査場所	単位	ゴルフ場 (喜沢)	ゴルフ場 (神鳥谷)	指針値
採水日		R5.7.28	R5.7.28	
採水時刻		10:59	10:11	
天 気		晴れ	晴れ	
気 温	℃	31.9	31.7	
水 温	℃	23.8	34.1	
MCPA	mg/l	<0.001	<0.001	0.051 以下
イソキサチオン	mg/l	<0.001	<0.001	0.08 以下
イプロジオン	mg/l	<0.001	<0.001	3 以下
イミタジン酢酸塩(イミタジンとして)	mg/l	<0.001	<0.001	0.06 以下
キャプタン	mg/l	<0.001	<0.001	3 以下
クロルピリホス	mg/l	<0.00046	<0.00046	0.02 以下
クロロタロニル(TPN)	mg/l	<0.001	<0.001	0.4 以下
シクロスルフアムロン	mg/l	<0.001	<0.001	0.8 以下
シプロコナゾール	mg/l	<0.001	<0.001	0.3 以下
シマジン	mg/l	<0.001	<0.001	0.03 以下
ダイアジノン	mg/l	<0.00077	<0.00077	0.05 以下
チウラム	mg/l	<0.001	<0.001	0.06 以下
チオジカルブ	mg/l	<0.001	<0.001	0.8 以下
チオファネートメチル	mg/l	<0.001	<0.001	3 以下
テトラコナゾール	mg/l	<0.001	<0.001	0.1 以下
トリクロピル	mg/l	<0.001	<0.001	0.06 以下
トリクロルホン(DEP)	mg/l	<0.001	<0.001	0.05 以下
トルクロホスメチル	mg/l	<0.001	<0.001	2 以下
ナプロパミド	mg/l	<0.001	<0.001	0.3 以下
バリダマイシン	mg/l	<0.001	<0.001	12 以下
ヒドメチルピリフェン(ヒメチルピリフェン)	mg/l	<0.001	<0.001	1 以下
フェニトロチオン(MEP)	mg/l	<0.001	<0.001	0.03 以下
フラザスルフロン	mg/l	<0.001	<0.001	0.3 以下
ベノミル	mg/l	<0.001	<0.001	0.2 以下
ペルメトリン	mg/l	<0.001	<0.001	1 以下
bensulfuron	mg/l	<0.001	<0.001	0.9 以下
ホセチル	mg/l	<0.001	<0.001	23 以下

2 調査・測定データ

④ ダイオキシン類

ダイオキシン類調査結果(大気)

(単位:pg-TEQ/m³)

No.	採取地点	H30			R1			R2		
		8/3 ~8/10	2/22 ~3/1	年平均 値	8/23 ~8/30	2/19 ~2/26	年平均 値	9/2 ~9/9	1/25 ~2/1	年平均 値
1	小山第二 小学校	0.014	0.041	0.028	0.026	0.027	0.027	0.018	0.028	0.023
2	豊田出張所	0.015	0.029	0.022	0.016	0.038	0.027	0.011	0.027	0.019

No.	採取地点	R3			R4			R5			基準値
		8/3 ~8/10	2/1 ~2/8	年平均 値	8/19 ~8/26	2/10 ~2/17	年平均 値	8/2 ~8/9	2/9 ~2/16	年平均 値	
1	小山第二 小学校	0.015	0.026	0.020	0.025	0.022	0.024	0.024	0.038	0.031	0.6 以下
2	豊田出張所	0.014	0.15	0.082	0.013	0.022	0.018	0.019	0.0098	0.014	

ダイオキシン類調査結果(土壌)

(単位:pg-TEQ/g)

No.	採取地点	H30	R1	R2	R3	R4	R5	基準値
		8/10	8/21	8/18	8/10	8/19	8/22	
1	小山城北小学校			0.018				1,000 以下
2	若木小学校				1.0			
3	小山城東小学校					1.4		
4	小山城南小学校	0.31					0.6	
5	旭小学校		0.44					

ダイオキシン類調査結果(河川)

(単位:水質・pg-TEQ/l, 底質・pg-TEQ/g)

種別	No	採取地点	H30	R1	R2	R3	R4	R5	環境基準
			H30.8.20	R1.8.21	R2.8.18	R3.9.14	R4.9.15	R5.8.22	
河川水質	1	大川上流 (城北4丁目地内)	0.61	0.73	1.3	0.36	0.46	1.4	1以下
	2	大川下流 (栃木茨城県境)	3.2	0.67	0.83	0.26	0.18	0.92	
	3	小山用水 大沼南地点	0.18	0.85	0.41	0.12	0.14	0.3	
	4	宮戸川幹線 4区 6区分水合流地点	1.1	1.6	1.6	0.35	0.35	0.39	
河川底質	1	大川上流 (城北4丁目地内)	9.2	19	13	7.1	9.6	11	150以下
	2	大川下流 (栃木茨城県境)	6.2	10	6.1	6.9	6.5	3.5	
	3	小山用水 大沼南地点	4.3	6	5.6	4.4	6.0	6.7	
	4	宮戸川幹線 4区 6区分水合流地点	4.6	15	2.7	2.8	5.2	2.8	

2 調査・測定データ

④ 公害苦情

公害の種類別都市計画区域別発生件数(令和5年度)

(単位:件)

項目	都市計画区域							市街化調整	計
	住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用			
大気汚染							2	2	
騒音・振動	13	1	2	2	1		8	27	
悪臭	16				1		9	26	
水質汚濁						3	6	9	
その他	1						2	3	
計	30	1	2	2	2	3	27	67	

公害苦情受付件数の推移

(単位:件)

項目	都市計画区域 住居地域	商業地域		工業地域			市街化調整地域	計
		近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用		
		大気汚染	0	0	0	0		
騒音・振動	13	3		3			8	27
		1	2	2	1	0		
悪臭	16	0		1			9	26
		0	0	0	1	0		
水質汚濁	0	0		3			6	9
		0	0	0	0	3		
その他	1	0		0			2	3
		0	0	0	0	0		
計	30	2		8			27	67
		1	1	2	1	4		

2 調査・測定データ

⑥ 廃棄物

ごみ搬入量

(単位:t)

ごみ種別		H8	H30	R1	R2	R3	R4	R5
燃やすごみ	家庭系	29,972	29,546	30,279	29,354	29,081	29,354	28,203
	事業系	11,889	13,965	12,214	12,559	12,519	12,559	12,062
	計	41,861	43,511	42,493	41,913	41,600	41,913	40,265
燃えないごみ	家庭系	4,903	3,154	3,160	2,373	2,064	2,373	1,882
	事業系	700	814	674	432	174	432	111
	計	5,603	3,968	3,834	2,805	2,238	2,805	1,993
プラ容器	家庭系	2,146	1,720	1,732	1,676	1,624	1,676	1,538
	事業系	207	4	5	4	2	4	1
	計	2,353	1,724	1,737	1,680	1,626	1,680	1,539
剪定枝	家庭系		733	786	632	664	632	638
	事業系		231	243	217	197	217	176
	計		964	1,029	849	861	849	814
可燃系資源	家庭系	2,611	1,962	2,241	2,104	2,114	2,104	1,892
	事業系	8	61	76	72	48	72	50
	計	2,619	2,023	2,317	2,176	2,162	2,176	1,942
不燃系資源	家庭系	1,473	1,389	1,467	1,444	1,427	1,444	1,397
	事業系	6	9	7	7	25	7	30
	計	1,479	1,398	1,474	1,451	1,452	1,451	1,427
有害	家庭系	136	268	353	317	290	317	265
	事業系	2	4	4	5	7	5	4
	計	138	272	357	322	297	322	269
粗大	家庭系	264	136	357	609	718	609	760
	事業系	30	34	51	64	185	64	199
	計	294	170	408	673	903	673	959
火災ごみ・その他	家庭系	97	82	42	65	43	65	37
	事業系	0	0	0	0	0	0	3
	計	97	82	42	65	43	65	40
合計	家庭系	41,602	39,022	40,417	38,574	38,025	38,574	36,612
	事業系	12,842	15,121	13,274	13,360	13,157	13,360	12,636
	計	54,444	54,143	53,691	51,934	51,182	51,934	49,248
前年度比			0.5%	-0.2%	-0.1%	-3.3%	-1.4%	-3.8%
備考			内 632tは 水害ごみ					

ごみ搬入量と集団回収量との合計

	単位	H8	H30	R1	R2	R3	R4	R5
集団回収量	t		1,056	1,027	629	615	652	609
合計	t		56,300	55,170	54,320	52,549	51,834	49,857

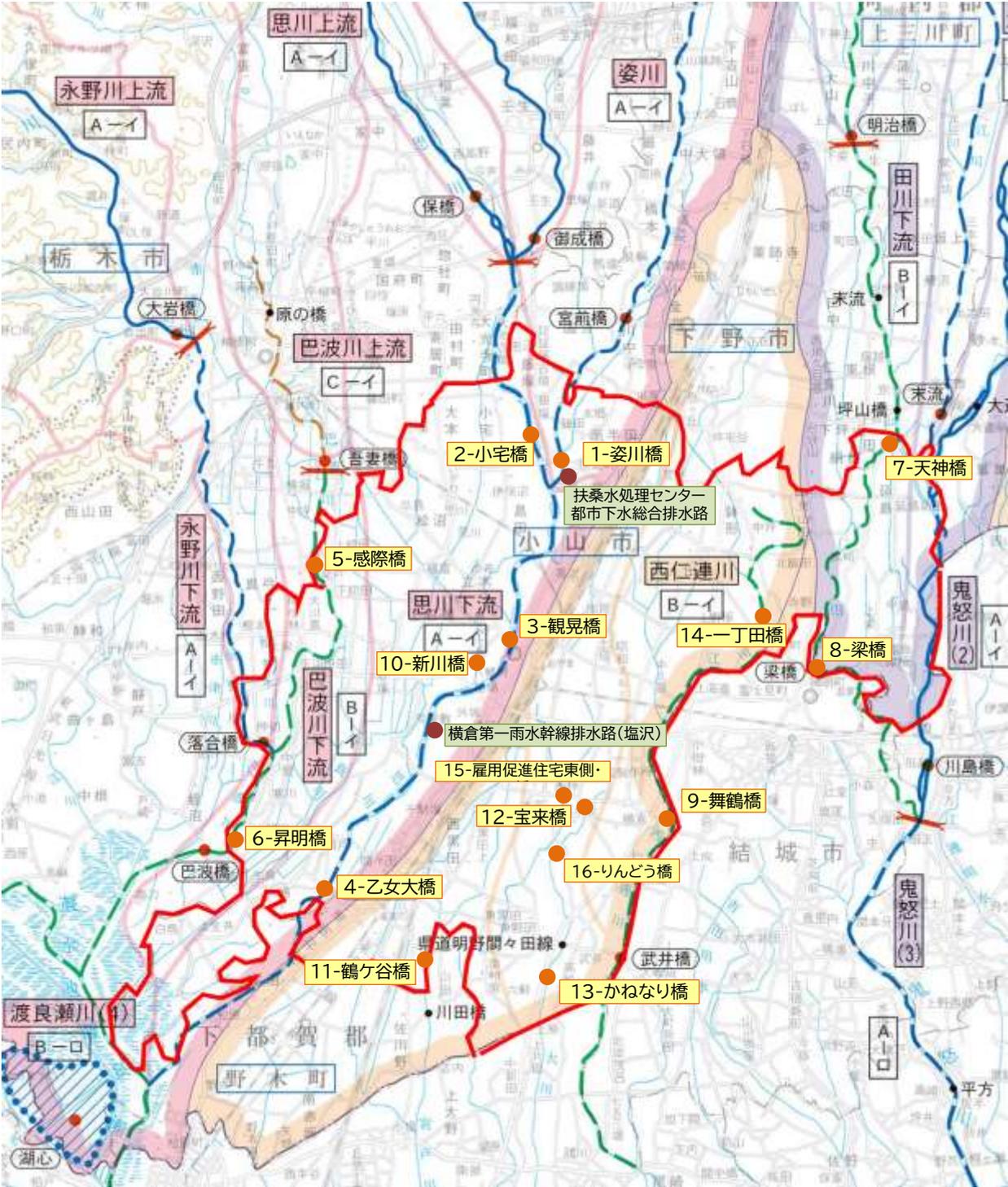
ごみ処理費用

	単位	H8	H30	R1	R2	R3	R4	R5
収集運搬費	百万円	322	530	615	622	622	645	635
処分費	百万円	1,549	1,667	1,578	1,732	1,741	1,910	1,945
合計	百万円	1,871	2,197	2,193	2,354	2,363	2,555	2,580

1人当りのごみ排出量

	単位	H8	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口	人	151,472	167,641	167,609	167,551	167,613	167,538	167,119
世帯	世帯	49,320	72,078	72,987	73,835	74,699	75,572	76,224
1世帯当りのごみ処理費用	円/世帯	37,938	30,482	30,051	31,885	31,641	33,816	33,848
1人1日当りの排出量	g/人	900	903	883	878	849	837	807
1人1日当りの排出量(集団回収量含)	g/人		920	899	889	859	848	817

河川水質調査測定地点図



年次報告書(小山の環境)(令和5年度版) 資料編

令和7年3月発行

小山市 総合政策部 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課

小山市中央町1丁目1番1号

TEL:0285-22-9277